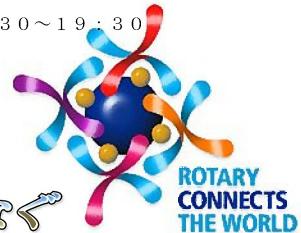


国際ロータリー 第2570地区 第4グループ 皆野・長瀬ロータリークラブ

週報

◇例会日 第1・第2木曜日 12:30~13:30 第3・第4木曜日のいずれか 18:30~19:30
◇例会場 長瀬レクリエーションホテル 養浩亭
◇事務所 〒369-1305 秩父郡長瀬町長瀬1446 養浩亭内
Tel:0494-66-4134 / Fax:0494-66-4134
e-mail:minanaga@chichibu.ne.jp
◇点鐘 畠 徳治会長
◇ソング 奉仕の理想

ロータリーは世界をつなぐ



第1504回例会 令和2年3月12日(木)

【会長の時間】

皆さん、こんにちは。職業奉仕に関しての原稿ですが、地区へ提出しました。当クラブからは1件だけですと連絡しておきました。

今日も渋沢栄一さんの話ですが、抜粋を読む前に武士的精神、商才とか出でます。武士的精神というのは仁義道徳を重んじる精神の事で、道徳の世界です。商才は利益を生み出す能力の事です。お金を稼ぐと。利益を生み出す能力に着目した言い方になると思います。今日のタイトルは「土魂商才」です。

昔、菅原道真は和魂漢才ということを言った。これは面白いことと思う。これに対して私は常に土魂商才ということを唱道するのである。和魂漢才とは、日本人に日本の特有なる日本魂というものを根底としなければならぬが、しかし支那は国も古し、文化もはやく開けて孔子、孟子のごとき聖人、賢者を出しているくらいであるから、政治方面、文学方面その他において、日本より一日の長がある。それゆえ、漢土の文物学問をも修得して才芸を養わなければならぬという意味であって、……

ここまででは、魂と知識を組み合わせるという事が土魂商才です。具体的には

土魂商才というのも同様の意義で、人間の世の中に立つには、武士的精神（仁義道徳を重んじる精神の事）の必要であることは無論であるが、しかし、武士的精神のみに偏して商才というものがなければ、経済の上から自滅を招くようになる。

この場合の武士的精神の代表は「武士は食わねど高楊枝」という事がありますが、自分の中では大変なのだけれども満足しているという振る舞いをする。道徳を重んじるという事です。武士的精神にのみで商才がなければ、経済は自滅を招く事になると。

ゆえに土魂にして商才がなければならぬ。その土魂を養うには、書物という上からはたくさんあるけれども、やはり論語は最も土魂養成の根底となるものと思う。それならば商才はどうかというに、商才も論語において充分養えるというのである。（中略）

道徳と離れた不道徳、欺瞞、浮華、軽佻の商才は、いわゆる小才子、小剣口であって、決し

て真の商才ではない。ゆえに商才は道徳と離るべからざるものとすれば、道徳の書たる論語によって養える訳である。

要は金儲けには、道徳的な精神も必要ですよ。更に道徳を守る事によってこそ利益が得られるんだという文面になっています。この分は全体としてロータリーの職業奉仕をこの時代、ロータリーが発足する前の時代に唱えていたという事になります。

武士的精神とは、仁義道徳を重んじる精神のこと、商才は利益を生み出す能力のこと。前回と同様に、仁義道徳を守った商売でなければ永続する商売はできない、と言っているものです。

山田 利明

【幹事報告】

1 地区事務所より

- ①地区大会中止のお知らせ
- ②PETSに関する確認等について
- ③公共イメージセミナーアンケート結果について
- ④DL養成セミナー中止について



会員卓話

長岡 倉雄会員

昨日で東日本大震災から9年が経ちました。またコロナウィルスについて新聞、ラジオ等で報道され、日本中で気をもませられております。妻が今日出て来る時に秩父でも感染者が出たようだと言っていました。だいぶ大きな影響が出るのかなとう気がします。

皆さんの所へは振り込め詐欺の葉書等きてますか。妻宛に「少額消費料金未納に関する訴訟最終告知お知らせ」といった葉書が届きました。

この旅、ご通知致しましたのは、貴方の利用されていた契約会社、または運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が受理されました事をご通知致します・・・差出人は法務省管轄支局 民事訴訟管理センターとなっています。



皆さん、ご承知の事と思いますが、警察へ届けました。葉書を出すとか電話をする事はしないようにという事でした。同じような文面のものが数種類あるようです。

皆さんの中で引っかかる人はいないと思いますが、気をつけるのに越した事はないと思います。参考までにお話致しました。

ニコニコボックス

♪長男夫婦に女の子が生まれました。初めての内孫です。 爺 徳治

合計 2,000 円

こんなハガキはすべて詐欺!
絶対に電話しないで!

【実際に届いた航空請求ハガキ】

総合消費料金に関する 訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご迷惑をお掛けいため、私たる総務省において本件の
事案、ならびに損害賠償を請求する権利を有するとの事実が
判明いたしました。そこで総務省より、本件を「最終訴訟」として、要請書
を(1)3月、(2)4月、(3)5月の3ヶ月間にわたり、各回毎に請求額を算定し、
お手元に送付させていただきます。併せて請求額を算定する際には、
本件の請求額を算定する際に参考となる事項を記載いた
ます。ご了承ください。

請求額を算定する際には、(1)請求額(2)請求額(3)の3ヶ月
間で最も高額な月額を算定する形となります。

また、請求額を算定する際には(1)請求額(2)請求額(3)の3ヶ月間で
最も高額な月額を算定する形となります。

請求額を算定する際には、(1)
請求額を算定する際には(2)
請求額を算定する際には(3)
請求額を算定する際には(4)

※① 勘定人は、他にも

- 国民新証通運センター
- 消費者トラブル総合センター

など、次々と発出しを続けてきます。

※② ハガキに書かれている電話番号には、「絶対に電話しない」
電話をすると、勘定人が過去に利用した業者への未払いがある
と思わせ、金額を要求します。

出席率

免除以外の会員	出席免除会員	出席	メイク	出席率
11	0	6	0	54.5%

